

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事	平成18年 9
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市山科区西野山中臣町20番地	福田金属箔粉工業(株) 京都工場 常務取締役生産本部長 安藤 剛 電話 075 - 581 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	非鉄金属製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	ISO14001の基本方針(地球環境を守る企業活動をする)及び環境方針の活動3原則に基づき、省資源・省エネルギー化、並びに環境負荷物質の削減を推進する。			
推進体制	社長を統括責任者とする環境管理委員会(ISO14001システム)並びに生産本部長を責任者とするエネルギー管理委員会を設置して省エネ推進を図る。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	自家発電所	既設自家発電を廃止し、新たに高効率発電設備を導入することにより都市ガスの17.5%を削減する。	
	19	工場製造部門	既設電気式チラーを廃止し、新たに導入する自家発電の冷却水(温水)を利用した吸収式冷凍機を設置することにより電力を削減(1.2%目標)する。	
	19	工場製造部門	平成19年度に一部を京都工場から移転することにより電力の4.5%を削減する。	
	18	社有車	社有車の一部にハイブリッド車を導入し、自家用車からのCO2非排出量を8%削減する。	
	18	研究所	研究所建屋屋上の一部を緑化する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	37,907 t	33,245 t	-12.2 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 37,907 t	*2 33,245 t	-12.2 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	*1 37,907 t	(17)-(19) 33245.0 t	-12.2 %	
特記事項	1 当工場では、1990年度を基準とすれば昨年度(基準年度)の電力使用量については37.3%、都市ガス使用量については3.9%それぞれ削減し、結果としてCO2排出量について21%の削減を、設備の効率的運用、省エネ機器の導入、事業の見直し、その他の省エネ改善等により達成させております。 2 これまで平成元年にコージェネを導入し省エネを図ってまいりましたが、更にCO2削減に向けてより発電効率の高い自家発電への更新を計画期間中に予定しております。これが稼働しますとCO2を年間3,000トン以上削減することができます。 3 計画期間の取組み予定で前述以外の地球温暖化対策として (1) 夏季(主に冷房使用期間)は製造部門毎に電力使用量割当てを行い電力ピークを抑える。 (2) 夏季(主に冷房使用期間)は土日曜出勤を含む夏季カレンダーを設けて電力の平準化を図る。 (3) ISO14001活動を通じて地球温暖化対策の個人レベルへの展開と、グリーン調達活動の活発化を図る。			
	連絡先	担当部署		
		担当者氏名		
		住所		
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。